

第3章

全 体 構 想



本市のいとしまづくりの基本理念や基本目標を定め、この目標を支える都市構造や土地利用の基本方向について示します。

糸島市長期総合計画や糸島市国土利用計画などの上位計画に示される方向性を基本としながら、いとしまづくりを定めます。



土地区画整理事業で整備された南風台

3-1 いとしまづくりの将来のすがた

(1) いとしまづくりの基本理念

現況・特性、市民意向などを踏まえながら、将来の本市の都市づくりを『いとしまづくり』とし、その基本理念と基本目標を定めます。

本市は、合併により豊かな自然、歴史文化といった地域資源、これらを培ってきた人や地域のつながりも大きく広がりました。第1次糸島市長期総合計画では、まちの将来像を『**人も元気**

まちも元気 新鮮都市 いとしま』としてまちづくりを進めてきました。新たに第2次糸島市長期総合計画では『**人とまちの魅力が輝く 豊かさ実感都市 いとしま**』という将来像を掲げ、“**自立度の高い糸島づくり**” “**魅力を磨き上げる糸島づくり**” “**住みやすい・住み続けたい糸島づくり**”を進めていきます。

また、急速に進む人口減少・少子高齢化や地方分権の進展などの社会情勢の変化に伴い、人々の価値観・ライフスタイルも多様化する中で、こうした流れはこれからのいとしまづくりに大きな影響を及ぼすものと考えられます。

これからは、地域資源の「価値」や「個性」を生かしながら、地域のつながりを強め、将来にわたって住み続けることのできる持続可能な魅力あるいとしまづくりが重要です。

そのため、人と人、人と地域、人とモノとのつながりと個性を重視し、蓄積された資源を十分に活用しながら、市民の本市への愛着を高めること、また、福岡市に隣接する利便性の高い都市としての活力の向上を目指し、

『知域力』を生かした 快適交流と自立のまち いとしま

を糸島市都市計画マスターplanの基本理念として定めます。

なお、『**知域力**』とは、「九州大学をはじめとする「知」の活用と、歴史や文化、海や山をはじめとする豊かな自然、糸島の個性など、「ブランド糸島」を融合させたもの」です。

(2) いとしまづくりの基本目標

いとしまづくりの課題やいとしまづくりの基本理念などを踏まえ、将来のいとしまづくりに向けた基本目標を次のように設定します。

(第1次糸島市長期総合計画での将来像)
人も元気 まちも元気 新鮮都市 いとしま

(第2次糸島市長期総合計画での将来像)
人とまちの魅力が輝く 豊かさ実感都市 いとしま

基本
理念

『知域力』を生かした快適交流と自立のまち いとしま

都市づくりの課題

人口減少・高齢化に
対応したまちづくり
・歩いて暮らすことできる環境づくり
・健康づくりを支援する
環境づくり

都市の活力やにぎわい
の低下への対応
・にぎわいや活力を高める拠点地区の形成
・九州大学を生かした多様な分野での連携・交流の活性化
・雇用の場の確保

農山漁村集落への
移住・定住対策の推進

都市としての
一体性の確保

都市と自然との
バランスへの対応

低炭素社会実現の
推進

① 豊かな自然環境と共生する個性ある いとしまづくり

海や山、農地などの豊かな自然環境は本市を特徴付ける貴重な資源です。このため、自然環境と共生し歴史や美しい景観などの個性的な空間の形成、地域特性を生かした調和のとれた土地利用の誘導、および低炭素型の環境にやさしいいとしまづくりを目指します。

② 地産地消の農林水産業を育てる いとしまづくり

豊かな自然環境に恵まれ、連綿と受け継がれてきた農林水産業は本市の基幹産業であり、安全安心な食料をわたしたちに与え、また、美しい景観を保つ役割を担っています。このため、本市のブランド力を生かし、地産地消の推進などにより、農林水産業が盛んないとしまづくりを目指します。

③ たくましく発展する交流に満ちた いとしまづくり

人・文化、九州大学などの知的交流を進め、多様な産業が発展し、雇用の拡大と地域経済が発展する活気に満ちたいとしまづくりを目指します。

④ 安全・安心に暮らせる いとしまづくり

交通体系の充実や災害に対する安全性の向上、バリアフリーの促進などにより、子育てがしやすい、高齢者が住みやすい環境づくりを目指します。

⑤ ともに築く自立した いとしまづくり

市民と行政、企業、団体などがそれぞれの立場を理解して信頼関係を深め、協働によるまちづくりへの参画を進めることにより、自立性の高い、個性豊かないとしまづくりを目指します。

【基本目標の考え方】

① 豊かな自然環境と共生する個性ある いとしまづくり

①-1 糸島市らしい美しく個性ある いとしまづくり

玄界灘や脊振雷山山系をはじめとする、本市を取り囲む海や山々、田畠や河川などの自然環境の保全を積極的に行い、自然環境と共生し、歴史や文化が感じられ美しい景観を有する個性あるいとしまづくりを目指します。

- 国指定史跡の平原遺跡や一貴山銚子塚古墳などの歴史的・文化的資源を生かした個性ある景観形成
- 山間部から平野部にかけて展開する里山、田園の風景とそれを成り立たせる文化的景観、そして美しい中心市街地や住宅地などの魅力ある市街地景観や沿道景観の創出

①-2 土地利用バランスのとれた いとしまづくり

地域特性を生かした土地利用を誘導することにより、魅力と個性のある、調和のとれたいとしまづくりを目指します。

- 現状の土地利用や今後の開発・整備の動向などを踏まえた、バランスある土地利用の実現
- 市域全体からみた各地域の特性や役割を明確にしたうえで、住宅地、商業地、工業地、農地、森林などの土地利用の区分・ゾーニングや機能配置の調整

①-3 低炭素型の環境にやさしい いとしまづくり

地球温暖化問題の原因である温室効果ガスの排出削減と吸収増加に取り組むため、低炭素型の環境にやさしいいとしまづくりを目指します。

- 森林と田園の緑が低炭素化に果たす役割、効果を重視した保全の推進
- 省資源・循環型の社会の実現に向けた取組の推進
- 環境への負荷が少ない交通体系や施設の整備
- 市街地における緑創出に向けた取組の促進
- 未利用・再生可能エネルギーの活用
- 集約型都市構造の構築

② 地産地消の農林水産業を育てる いとしまづくり

②-1 基幹産業を支える いとしまづくり

本市では、生産品のブランド化、地産地消の推進、農業後継者の育成や新規就農者の支援など、基幹産業の活性化を図るさまざまな取組を行っています。これらの取組と機能的に連携し、農林水産業が魅力的で活気あるいとしまづくりを目指します。

- 農地の確保や森林の整備、保全
- 農山漁村集落の居住環境の整備、環境保全
- 農山漁村集落内の空き家・空き地情報の収集や移住・定住を希望する新規就農者などに対する情報提供
- 市民農園やファームステイなど、農林漁業を体験でき楽しむことができる場の整備
- ブランド化の研究・開発、加工、流通体制の整備
- 拠点と連携した生鮮魚介類、農畜産物、林産物などの直売所の充実とネットワーク化
- 地域木材、地元の人材などを活用した糸島ならではのモデル住宅などの実験の検討
- 農業の営みや畜産の臭気などの理解を得るために啓発活動の推進

③ たくましく発展する交流に満ちた いとしまづくり

③-1 産業が発展する活気ある いとしまづくり

各種商業・業務・サービス業の一層の充実や新たな産業誘致などによる活気のある産業基盤を有するいとしまづくりを進めます。

③-2 九州大学の知的資源を生かした いとしまづくり

九州大学との知的交流や協働による研究・開発など、九州大学の知的資源を生かしたいとしまづくりを目指します。

○広域拠点（筑前原駅周辺）や地区拠点（波多江駅周辺、糸島高校前駅周辺、筑前深江駅周辺、志摩初地区周辺）における多様なサービス機能の充実

○インター・チェンジ（以下「IC」と略す）や広域幹線道路などの交通基盤を生かして、雇用の確保や地域経済の活性化につながる、比較的大きい製造業・流通産業などの企業誘致

○地元生鮮品、産品、森林資源などを使った料理や食品などを提供するレストラン、食料品店などが立地しやすい環境づくり

○九州大学、農林水産業、商工業が連携した高付加価値型産業の創出や先端科学関連企業の誘致など、新しい産業の集積の促進

○九州大学と連携した質の高い教育環境の提供（市内学校におけるモデル的な教育の実施、小中高一貫校などの提案など）

○学生や教職員の移住・定住促進や、学生や留学生が楽しみながら暮らすことのできる糸島市九州大学国際村構想の実現化

④ 安全・安心に暮らせる いとしまづくり

④-1 交通ネットワークが整備された いとしまづくり

市域に居住地や働く場所、都市機能などが分散しているため、市内各地域の交流・連携の促進を図り、交通ネットワークが充実したいとしまづくりを目指します。

④-2 災害に強い いとしまづくり

全ての人が安全・安心を感じながら生活できるいとしまづくりを目指します。

○市内循環道路などの効率的な道路交通ネットワークの整備

○買い物・通学・通院などの市民の日常生活を支える路線バスやコミュニティバス、渡船など、公共交通ネットワークの充実

○バス路線の運行本数・ダイヤの見直しなど、拠点を中心とした運行の再構築

○避難路や延焼遮断帯の役割を担う都市の骨格ともなる道路の機能的配置や、公園などのオープンスペースの避難場所としての機能更新など

○治山・治水対策、既成市街地、集落地や公共公益施設などの建築物の不燃化、耐震化の促進と避難場所などの確保、危機管理体制の強化などの推進

○緊急輸送や、避難場所などへの円滑な移動の確保に資する道路交通ネットワークの構築

○子育て世代が仕事と育児を両立できるよう、子どもを安心して育てられる環境が整ったまちづくりの推進

○健康づくりや医療体制、余暇活動の場の充実など、誰もが安心して暮らせる環境が整ったまちづくりの推進

○鉄道駅や主要な公共公益施設などにおけるユニバーサルデザインへの配慮やバリアフリー化

○身近な場所で買物や福祉サービスが受けられる空間の創出

○各校区への自主防犯パトロール組織の設立促進と各団体・組織との連携強化

④-3 安心して生活でき、子育てしやすい いとしまづくり

子育て世代や高齢者などが安心して生活できる環境が充実した いとしまづくりを目指します。

⑤ ともに築く自立した いとしまづくり

⑤-1 市民が主役となり行政と協働する いとしまづくり

まちづくりのあらゆる場面において、市民一人ひとりが参画できる機会を増やすことにより、市民と行政の協働によるいとしまづくりを目指します。

⑤-2 地域の力で課題の解決や 地域のまちづくりを推進する いとしまづくり

地域の自治力の向上と活性化のため、「地域の課題は地域で解決する」、「地域にできることは地域で行う」という考え方方に立ち、住民の主体的な取組を進めるまちづくりを目指します。

- 市民との協働による環境保全や防災、住環境の整備、公共施設の維持管理
- まちづくりに対する市民の主体的な参画と合意形成の支援
- まちづくりの担い手の育成などの支援

- 地域の特性に応じたまちづくりルールの締結や住民同士の協働による住環境の維持・保全活動など、自立的なまちづくりの支援
- いとしま共創プランに基づく小学校区を単位としたまちづくり事業の推進
- 校区コミュニティセンター、NPO・ボランティアセンターなどとの連携によるよりよい校区づくりの推進

(3) 将来の都市構造

①本市における集約型都市構造の必要性

人口減少や高齢化社会の到来、環境負荷の高まり、厳しい財政的制約など、都市を取り巻く社会経済情勢が変化している今日においては、都市の無秩序な拡散を抑制するとともに、都市機能の集積を促進し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを実現する「集約型都市構造」が必要とされます。

本市は、都市づくりの目標として自然環境との共生、農林水産業の振興、産業の発展、九州大学との連携などを掲げており、その実現には、市街地と農山漁村地域、九州大学が連携する都市構造が必要です。

旧1市2町が合併して誕生した本市には、主な都市機能が集積している地区が5箇所あり、その他鉄道駅や小学校などを中心とした集落の拠点が分散しています。そのため、旧市町の中心的役割を果たす地区や鉄道駅、校区の中心地区を拠点として位置づけ、拠点ごとに都市機能を集約させるとともに、拠点を中心とした道路や公共交通のネットワーク化により拠点相互、拠点と九州大学との連携を図る『糸島市版 拠点連携型都市』を将来の都市構造とします。

なお、本市の都市構造は、糸島市長期総合計画に示される土地利用の基本方針と将来都市構造図を基本とし、『土地利用の基本方向（ゾーン）』、『拠点』、及び都市の骨格となる『連携軸』から構成されるものとします。



福吉漁港



国道 202 号沿線



怡土校区の農作業風景

~糸島市版拠点連携型都市～ 都市と農山漁村が共存・持続するまち

集約型都市構造の考え方

①拠点の役割に応じた都市機能の集積

- ⇒商業、医療、福祉、教育、文化などの都市的サービスが効率よく提供できるように、旧市町の中心的地区や鉄道駅周辺、校区の中心地区を拠点として位置づけ、歩いて暮らせる環境を実現する。
- ⇒拠点の種類に応じて、商業や医療、福祉、教育、文化などの都市機能を集約させ、公共施設の有効利用や周辺環境などの特性に沿った移住・定住の核となる住宅整備などを進める。
- ⇒子育て支援や教育環境の充実、助け合いなど、地域で子どもを育てやすい環境づくりを進める。

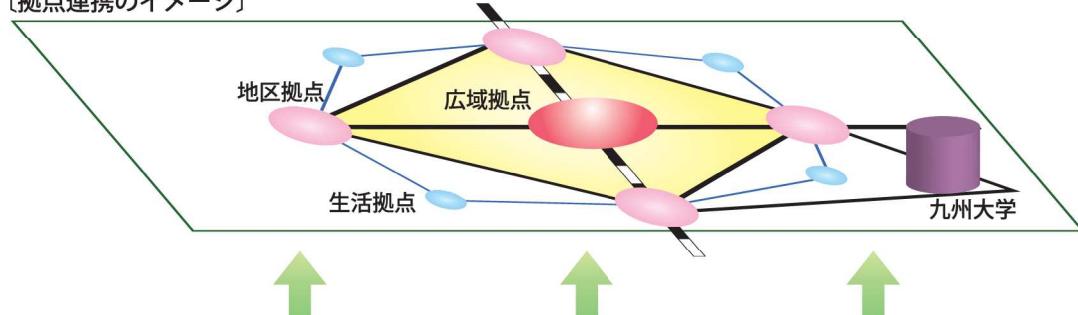
②拠点を中心に道路や公共交通のネットワーク化による一体性の高い市域の創出

- ⇒一つの拠点にすべての都市機能を充足させるのではなく、不足する都市的サービスは拠点間を効率的に結ぶ交通ネットワークの強化によって補完し合う。
- ⇒JR各駅と拠点、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークを充実させ、高齢社会に対応した自動車に過度に依存しない環境を実現する。
- ⇒知の拠点である九州大学と協力・連携を図り、連携が図られやすい交通ネットワークを形成する。

③都市と自然が調和したまちづくり

- ⇒農地及び森林と市街地との調和を図り、田園風景や里山景観を守る。

[拠点連携のイメージ]



[集約型都市構造のイメージ]



生活拠点

日常生活に必要な機能が集積し、生活圏の生活利便性を高めていきます。

広域拠点

高次な都市機能が集積し、都市の顔となる場であり、都市生活の利便性を高めていきます。

地区拠点

広域拠点を補完し、生活や仕事などのさまざまなサービスを提供します。

糸島市版拠点連携型都市のイメージ

②将来的都市構造

都市構造は、ゾーン、拠点、連携軸といった3つの要素で構成します。

1) ゾーン（土地利用のまとめ）

5つの特色あるゾーン（都市的整備・誘導ゾーン、農業・農村振興ゾーン、森林保全ゾーン、玄界灘海岸ゾーン、観光レク・交流ゾーン）に分け、都市と自然との共存を次世代に引き継いでいきます。

【都市的整備・誘導ゾーン】

都市機能を集積し、利便性とにぎわいを創出するゾーンで、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な生活環境と都市活動の確保を目指します。本ゾーンは、以下に示す5つの土地利用で構成します。

都市拠点地域

- ・コンパクトな都市的土地利用を図るため、筑前前原駅周辺、波多江駅周辺、筑前深江駅周辺、志摩初地区周辺、糸島高校前駅周辺を都市機能が集積する核と位置づけます。
- ・交通ネットワーク機能の強化、文化・公共施設の配置など、人が集うことを想定した快適な都市空間とにぎわいを生み出す地域として整備します。

商業地域

- ・筑前前原駅周辺、波多江駅周辺、国道202号沿線、志摩初地区周辺、筑前深江駅周辺では、魅力的にぎわいのある商業地を形成し、地場産業の活性化を図ります。

九州大学連携地域

- ・九州大学学術研究都市構想をふまえ、九州大学伊都キャンパス周辺、西九州自動車道前原IC周辺、二丈武・二丈松国地区は、九州大学の研究活動と関連する企業や研究所、学生・教職員のための住居やレクリエーション施設などを誘致・誘導する地域として位置付けます。

工業・流通地域

- ・西九州自動車道前原IC周辺、国道202号バイパス沿線、志摩松隈・志摩馬場地区周辺は、交通の利便性を生かし、工業・流通企業が集積する地域として位置づけます。

住宅地域

- ・既存の住宅地域は、下水道などの生活基盤の整備を進め、緑豊かで生活利便性の高い良好な居住環境を形成します。
- ・新たな住宅地域の整備として、住宅需要が高い福岡市に近いJR筑肥線沿線や中央ルート沿線については、農業との調和を図りながら土地区画整理事業や地区計画制度などを活用し、居住空間・生活利便施設など計画的な市街地整備を図ります。

【農業・農村振興ゾーン】

農業振興地域農用地区域を中心として、優良農地と田園風景の保全に努めながら、農業基盤の維持と強化を図ります。

農業集落の生活環境の改善と農林業の担い手の確保を図るとともに、地産地消や市民農園としての活用、グリーンツーリズムの推進など、都市部との交流・連携を図ります。

また、移住・定住促進モデル住宅の整備の検討を進めます。

【森林保全ゾーン】

脊振雷山県立自然公園及びその周辺の森林や、糸島半島の内陸部にある森林からなるゾーンで、林産物の供給をはじめ、河川や海の水質保全、水源のかん養、良好な景観の維持、災害の防止、地球温暖化の防止など、森林が有する多面的な機能の維持を図ります。

多くの市民に森林の持つ公益的機能を理解してもらい、林業の担い手不足に起因する荒廃林を整備し、森林や里山の保全を図ります。

【玄界灘海岸ゾーン】

玄海国定公園に指定された地域とその周辺からなるゾーンで、風光明媚な景観や自然環境を保全しつつ、それらと調和した水産資源の適切な保存・育成・管理と、水産物の安定供給を図ります。

漁業関連施設や漁村集落環境の改善に加え、市内外へ新鮮で安全な水産物を提供し、さらには漁業と観光を組み合わせるブルーツーリズムの推進など、水産業の振興を図ります。

【観光レク・交流ゾーン】

美しい海岸や森林、のどかな田園、農山漁村集落、貴重な史跡など、観光・交流を目的に人々が集うゾーンです。隠れた地域資源を掘り起こすとともに、自然や歴史・文化、農水産物などの各資源をテーマ性・ストーリー性などで結びつけ、より魅力的で回遊性のあるゾーンを目指します。

2) 拠点（都市機能が集積する場）

本市の拠点の考え方は、鉄道駅、旧市町の庁舎があった地区、校区の中心地区を考慮して設定します。なお、周辺に鉄道駅がある校区については、鉄道駅周辺を拠点とします。

拠点は広域拠点、地区拠点、生活拠点の3つのタイプから構成され、広域拠点が多様な都市機能が最も集積する地区となります。

【拠点の考え方】

区分	条件	拠点の場所	選定理由	
都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○市域を越えた広域的で多様な都市機能の集積を図る地区 ○商業、文化、多様な公共公益施設などの集積を図る地区 ○本市の玄関口、顔となる地区 	・筑前前原駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の中心地区であり玄関口 ・大規模集客施設の立地を誘導していく地区（県が設定している大規模集客施設設立地ビションの「広域拠点」に位置づけられている。） <p>※次頁（福岡県の「大規模集客施設の立地ビション」における拠点の考え方）参照。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ○広域拠点以外 ○合併前の旧1市2町の中心的地区で、それぞれの地区のさまざまな都市的サービスの集積が高い地区 ○広域拠点を補完する地区 	・波多江駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・人口集積が多く、九州大学の最寄駅 ・大規模集客施設の立地を誘導していく地区（県が設定している大規模集客施設設立地ビションの「拠点」に位置づけられている。）
			<ul style="list-style-type: none"> ・筑前深江駅周辺 ・志摩初地区周辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧支所、小学校、コミュニティセンターが立地 ・大規模集客施設の立地を誘導していく地区（県が設定している大規模集客施設設立地ビションの「拠点」に位置づけられている。）
	<ul style="list-style-type: none"> ○広域拠点以外 ○生活利便性の高い都市的サービスが集積し、新たな人口の受け皿となる拠点連携型都市づくりのモデル地区 ○広域拠点を補完する地区 	・糸島高校前駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・集約型都市構造へ転換を図る低炭素都市づくりのモデルとなる地区 	
都市拠点以外	<ul style="list-style-type: none"> ○広域拠点、地区拠点以外 ○鉄道駅周辺において、地区拠点に次いで日常生活サービス（日常生活品販売、地域医療など）を提供する地区 ○農業・農村振興ゾーンの小学校周辺などにおいて、日常生活サービスのほか、地区的コミュニティ活動の場、災害時の避難場所を提供する地区 	・美咲が丘駅周辺	・JR筑肥線駅周辺	
		・一貴山駅周辺		
		・加布里駅周辺	・JR筑肥線駅周辺	
		・福吉駅周辺	・小学校やコミュニティセンターが立地する	
		・長糸地区	・農業集落の中心地区	
		・雷山地区	・小学校やコミュニティセンターが立地する	
		・怡土地区		
		・引津地区		
		・桜野地区		

福岡県の「大規模集客施設の立地ビジョン」における拠点の考え方

- ・福岡県では、大規模店が郊外に立地するなど、これまでの都市機能が拡散する都市構造から、都市機能を拠点に集積する『集約型都市構造』へ転換するため、「大規模集客施設の立地ビジョン」を、平成19年6月に策定しました。これによれば、本市では、筑前前原駅周辺が広域拠点、波多江駅周辺、筑前深江駅周辺、志摩初地区周辺が拠点と位置づけられています。
- ・広域拠点と拠点に立地誘導するのは下表のとおりであり、拠点以外の地区は、大規模集客施設の立地を抑制することとしています。

【広域拠点、拠点に立地誘導する施設内容など】

大規模集客施設の種類		大規模集客施設の規模等	うち広域拠点に立地を誘導する規模等
商業・娯楽系	商業施設、スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設	施設の床面積の合計が3,000m ² ※2を超えるもの	施設の床面積の合計が10,000m ² ※1を超えるもの
公共・公益系	公共施設（国、地方公共団体の拠点施設：庁舎、市町村役場、基幹図書館）	国・地方公共団体が整備する公共施設	国・県が整備する公共施設
	病院	病床数200床※2、※3を超えるもの	3次医療圏規模のもの
	福祉施設	収容人数200人※2を超えるもの	(立地の影響が市町村の範囲を超えるような規模のものはない)
	大学等	学生数が500名※2を超えるもの	同左

※1：立地の影響が1つの市町村の範囲内に留まる程度の規模は都市圏等の実情による。

※2：立地の影響が街区の単位（徒歩圏）等を超える程度の規模は都市圏等の実情による。

※3：病床数には、療養、精神等を除く。

3) 連携軸（多様な交流や連携を支える交通ネットワーク）

多様な都市活動が円滑に行われるよう、広域連携軸、拠点連携軸、地域ネットワーク道路で構成し、拠点間や都市内外を機能的に繋ぐ交通ネットワークを形成します。



- 国道202号、同バイパス、西九州自動車道を位置づけます。
- 九州大学との連携、産業の誘致、観光、農林水産業の周辺都市部との連携といった面から、これらの道路、ICと市内各地区へのスムーズなネットワークの充実を図ります。

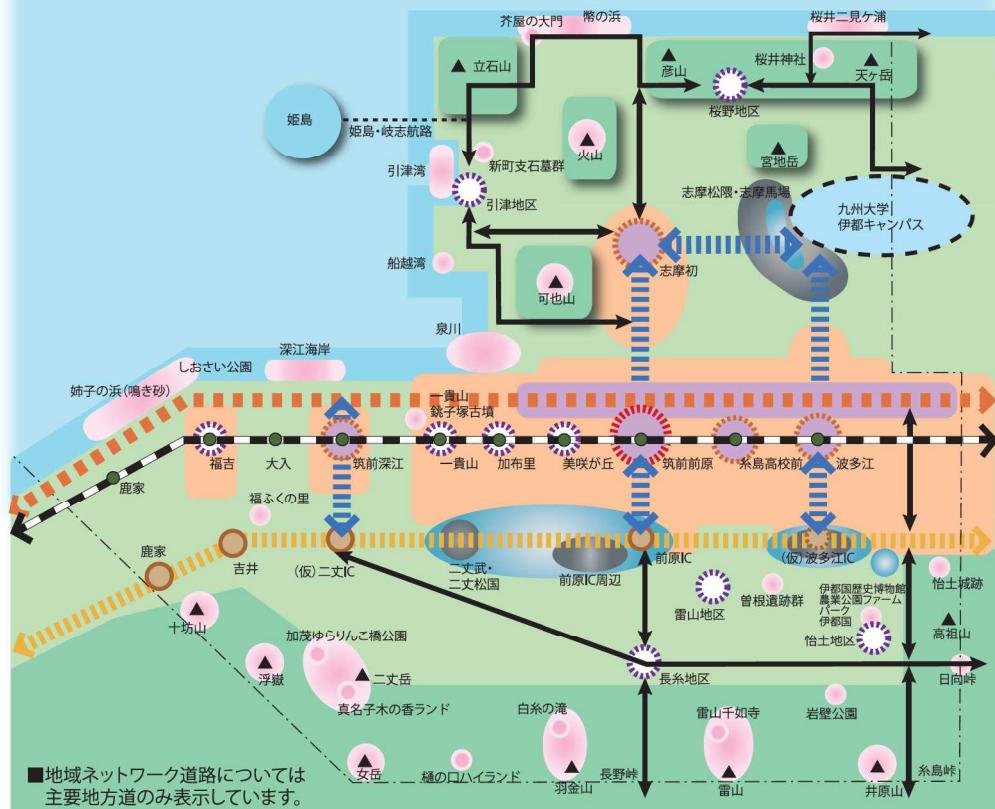


- 拠点として位置づけた広域拠点、地区拠点、九州大学伊都キャンパス、九州大学連携地域、工業・流通地域及び西九州自動車道のICなど重要な交通結節点を結ぶ道路を位置づけます。
- これらの道路整備においては、新たな都市計画道路の決定なども検討しながら、ゆとりのある歩道・植栽空間を有する、安全で快適な道路整備を進めます。

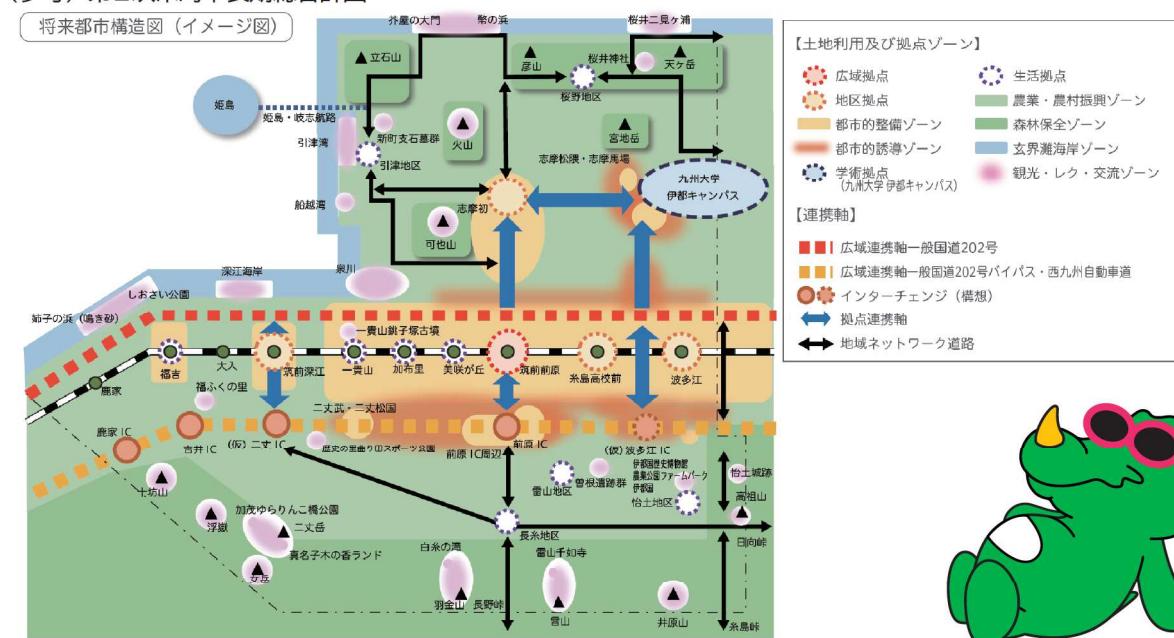


- 地域ネットワーク道路は、本市全体の生活、経済活動を支える基本的な道路で、広域連携軸を補完する道路や、糸島半島を周回する道路、農業・農村振興ゾーンや都市的整備・誘導ゾーンを結ぶ道路などを位置づけます。
- これらの道路は、一部狭隘な区間での改良やバイパス的な整備を進めるものとします。また、都市的整備・誘導ゾーン内にあっては、新たな都市計画道路の決定などを検討します。

将来都市構造図



(参考) 第2次糸島市長期総合計画



3-2 いとしまづくりの方針

(1) 土地利用の方針

JR筑肥線、国道202号沿いの市街地、工業団地、優良な田園地帯や農山漁村集落、自然豊かな海岸線、森林地帯などの土地利用の現況を踏まえ、将来都市構造の方向に沿って、次のような土地利用の区分を行い、計画的な土地利用を行います。

合併後も旧1市2町の行政界で定められていた3つの都市計画区域は、平成29年に福岡市をはじめ近隣市町を含む同一都市圏による福岡広域都市計画区域（線引き都市計画区域）と二丈都市計画区域（非線引き都市計画区域）へ再編され、旧行政界に捉われない土地利用規制制度の運用による一体的なまちづくりを推進しています。今後も、社会情勢や土地利用動向などを踏まえながら必要な見直しを検討していきます。

将来都市構造の区分	土地利用の区分
都市的整備・誘導ゾーン	
都市拠点地域	<ul style="list-style-type: none"> ・商業地区 <ul style="list-style-type: none"> 【中心商業・業務地区（広域拠点）】 【近隣商業・業務地区（地区拠点）】 【一般商業地区（地区拠点）】
商業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・商業地区 <ul style="list-style-type: none"> 【中心商業・業務地区（広域拠点）】 【近隣商業・業務地区（地区拠点）】 ・沿道施設地区 ・工業地区
九州大学連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・九州大学連携地区（計画的開発誘導地区）
工業・流通地域	<ul style="list-style-type: none"> ・工業・流通地区（計画的開発誘導地区）
住宅地域	<ul style="list-style-type: none"> ・商業地区 <ul style="list-style-type: none"> 【一般商業地区（地区拠点）】 【一般商業地区（生活拠点）】 〔美咲が丘駅、加布里駅、一貴山駅、福吉駅周辺〕 ・住商複合地区 ・住宅地区 ・計画的市街地誘導地区
農業・農村振興ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業地区 <ul style="list-style-type: none"> 【生活拠点】 〔長糸・雷山・怡土校区、引津・桜野校区〕
森林保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・森林保全地区
玄界灘海岸ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業地区
観光レク・交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション・リゾート地域（計画的開発誘導地区）

①市街地（都市的整備・誘導ゾーン）

住宅地や商業地、工業地などの都市的な生活や活動に関わる土地利用がすでに行われている区域を中心に、計画的に道路や公園などの都市施設の整備を行うとともに、将来都市構造に基づいて、立地する建物の用途や形態などについて、計画的な誘導を行います。

1) 商業地区

【中心商業・業務地区（広域拠点）】

商業・業務の集積を図るとともに、糸島の玄関口にふさわしい、多様な人々が集まるまちづくりの核となる施設や公園・広場の整備、安全で快適な回遊ネットワークのあるバリアフリーのまちづくりを進めます。

また、多様な地域資源を生かし、地域との連携を高めた地域密着型の商業・糸島の顔となる商業の展開を図ります。

さらに、街なか居住の促進のため、土地の有効活用・高度利用による多様な住宅の供給や、福祉施設、子育て支援施設などの多様な生活支援施設の整備を進めます。

a 前原名店街	○国道202号北側の旧唐津街道沿道に形成された古くからの商業地ですが、商店街の空洞化が進んでいます。今後、歴史的な雰囲気を有する活気のある商店街としての活性化を図るために、歴史的雰囲気を残す建物の保存の促進や商店街活性化イベント空間などの整備促進を図ります。
b 筑前前原駅北地区	○駅前という利便性の高さを生かし、商業・業務機能の集積を図り、快適で魅力ある中心商業地の形成を目指し、土地利用の高度化を図ります。
c 筑前前原駅南地区	○駅南側地区からの駅利用者のサービス向上のため、駅前広場周辺について、商業業務機能の導入の検討を進めます。

【近隣商業・業務地区（地区拠点）】

地区拠点は、近隣商業・業務地として、日常生活品販売を中心とする日常商業サービスに加え、市民の利便性向上に資する医療・福祉、文化、教育、飲食、娯楽など多様なサービスが提供できる場としての機能誘導を図ります。

a 波多江駅周辺	○波多江駅周辺は、本市の東側の近隣商業地として、また九州大学の最寄駅としての役割が期待されることから、日常生活品購入などの利便性が高く、交流機能を備えた魅力ある商業空間の形成と高度利用を図ります。
b 筑前深江駅周辺	○筑前深江駅周辺は、二丈地域の拠点として位置づけられるため、日常生活サービスを中心とした都市的サービス機能の集積を図り、また駅自由通路の設置などによる鉄道利用の利便性向上を図ります。
c 志摩初地区周辺	○志摩初地区周辺は、志摩地域の拠点として位置づけられるため、日常生活サービスを中心とした都市的サービス機能の集積を図るとともに、バスの乗継結節点としての機能向上を図ります。

【一般商業地区（地区拠点 低炭素都市づくりのモデル地区）】

糸島高校前駅周辺は、新たな人口の受け皿となる拠点連携型都市づくりのモデル地区として、交通、健康・福祉、居住などの都市機能がコンパクトで適切に配置された、低炭素型の新たな市街地形成を図ります。

【一般商業地区（生活拠点）】

上記以外の主要な鉄道駅である前原地域の美咲が丘駅及び加布里駅、二丈地域の一貴山駅、福吉駅周辺は、日常生活サービス機能が集積する地区と位置づけ、食料品店や生活雑貨店、診療所などの生活利便施設の充実、安全・安心な市街地空間づくりを図ります。

2) 沿道施設地区

市街化が進行している前原地域の国道202号沿道では、中心商業・業務地とのバランスに配慮しながら、周辺住宅地との調和を考慮し、自動車利用に対応する商業・業務施設の計画的な立地を図ります。

3) 住商複合地区

沿道施設地区の外側を住商複合地区と位置づけ、住宅地の住環境を保全しながら、沿道施設地区に立地する商業・業務・工業が住宅と調和した土地利用を図ります。

4) 住宅地区

【低中層住宅地区】

国道202号沿道の住商複合地区の外側を中心に、低層から中層（1階から5階程度）までの住宅を基本とし、建物規模にふさわしい道路基盤の整備と隣棟間隔や敷地内のオープンスペースの確保を図り、建物規模・形態が相互に調和した緑豊かな住宅地の形成を図ります。

【低層住宅地区】

低中層住宅地区の外側や、志摩地域、二丈地域の市街地外縁部の住宅地は低層住宅地区と位置づけ、低層（2階程度）までの住宅を基本とし、道路基盤の改善を図りながら、生け垣などの緑豊かな低層住宅地を形成します。また、必要に応じて地区計画などの導入により、良好な住環境の確保を図ります。

5) 工業地区

用途地域として準工業地域が指定されている区域は、企業立地推進計画に基づく企業誘致指定地域となっており、周辺の住宅環境や農業環境などに配慮しながら、流通業務施設及び工業施設、研究施設の適切配置を図ります。

②計画的市街地誘導地区（都市的整備・誘導ゾーン）

【土地区画整理事業による市街地整備】

2020年（令和2年）時点での将来人口（目標）を10万2000人に設定しスタートした本計画によるまちづくりは、土地利用の方針に沿った計画的な整備、開発及び保全を進めるとともに、本市の魅力発信や移住・定住促進策を効果的に実施することで、当初の目標を達成し、過去最高の人口を記録したところです。このような中、社会情勢の変化により設定することとしていた2030年（令和12年）時点の目標人口を第2次糸島市長期総合計画の将来人口を踏まえた10万4000人として、引き続き学術研究都市づくりの更なる進展や将来にわたる持続可能なまちづくりのため、新たな居住空間の整備や人口減少地域対策などを進めていきます。

新たな居住空間の整備にあたっては、交通をはじめ各種生活基盤や商業サービスなどの集積が高い前原地域の既成市街地周辺において、地域特性や快適性及び防災対策などの安全性に配慮した良好な居住及び生活サービス機能の創出と、環境に配慮した低炭素都市づくりを視野に、市街化区域への編入を基本に土地区画整理事業等を活用した市街地整備を図っていきます。

【農業と調和した居住環境の形成】

市街化調整区域は、本来市街化を抑制すべき区域という原則はありますが、駅勢圏をはじめ市街化区域の隣接部においては既に下水道などの社会基盤が整備されている地区もあります。こうした状況を踏まえて、地区計画制度や福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（以下、「県条例」という。）による区域指定の活用により、社会基盤の有効活用を図りながら開発圧力を適正に誘導するとともに、住民が糸島の魅力である「農」とふれあえる空間のある居住環境を形成し、市街地と農地の緩衝帯として機能する都市空間を創出します。



③計画的開発誘導地区

1) 九州大学連携地域（都市的整備・誘導ゾーン）

九州大学伊都キャンパス周辺地区や西九州自動車道前原IC周辺、二丈武・二丈松国地区では、農林漁業との調整を図るとともに、市街化調整区域においてはその趣旨を考慮しながら地区計画制度などの活用を図り、九州大学の研究活動と関連する企業・研究所の誘致や学生・教職員の住居やレクリエーション施設などの立地誘導を進めます。

2) 工業・流通地域（都市的整備・誘導ゾーン）

西九州自動車道前原IC周辺、国道202号バイパス沿線、志摩松隈・志摩馬場地区周辺では、農林漁業との調整を図るとともに、市街化調整区域においてはその趣旨を考慮しながら地区計画制度などの活用を図り、交通利便性を生かした工業・流通企業の誘致を進め、道路や上下水道などの公共施設が整った新たな産業団地の整備を促進します。

3) レクリエーション・リゾート地域（観光レク・交流ゾーン）

志摩地域の桜井二見ヶ浦、幣の浜、引津湾・船越湾周辺、及び二丈地域の深江海岸、しおさい公園から姉子の浜へ至る海岸線周辺を位置づけ、自然と一体となったリゾート的な住まいや海洋性レクリエーションを提供する場としての形成を図ります。

また、市内の山々の登山ルートの充実と森林レクリエーション施設の活用によって、森林を楽しむ空間づくりを図ります。

地産地消などの地域活性化策を推進するため、自然環境や自然景観に配慮した土地利用の可能性を検討します。

④農林漁業地区（農業・農村振興ゾーン）

【市街化の抑制】

豊かな自然環境が広がる地域や農山漁村集落及びその周辺部では、農林水産業の生産活動に不可欠な自然環境の保全と景観の維持、まとまりある農地を確保するため、無秩序な開発による都市的土地利用の拡大防止を図ります。基盤整備が行われた優良農地は、都市的土地利用への転換を規制することを基本とし、生産の場や緑地空間として保全を図ります。また、耕作放棄地は、山林などへの転換や地域活性化に資する土地利用への転用を検討します。

【ゆとりある田園居住】

農山漁村集落では、現在の集落風景を保全するとともに、低密度な集落地の良好な住環境の保全により、ゆとりのある田園居住の推進を図ります。また、地域に応じた生活環境整備を進めながら、屋敷林や生け垣などの緑が多く、落ちついたたずまいの居住環境の保全・形成を図ります。

人口減少や著しい少子高齢化などの課題を抱える集落のコミュニティ機能の維持を図るため、活用可能な空き家・空き地への移住・定住を促進するとともに、必要に応じて地区計画制度や県条例による区域指定を活用し、集落への移住・定住を促進する適正な規模の居住地形成を図ります。

【生活拠点】

前原地域の長糸・雷山・怡土校区、志摩地域の引津・桜野校区には、日常生活サービス機能が集積する地区をそれぞれ位置づけ、生活利便施設の充実を図ります。

【公共的施設などの立地】

学校、医療施設、介護老人保健施設及び社会福祉施設のうち市などの行政機関の各種計画に位置づけられた施設の開発については、その場所及び規模が適正であり、都市計画上支障が無い場合において立地を許容します。また、既存施設の規模拡大については、規模が適正であり、都市計画上支障が無い場合に限り許容します。

【景観の保全】

農林水産業の持つ多面的な機能を踏まえ、糸島ならではの農林水産業空間の創出を図ります。特に、脊振雷山山系につながる前原、二丈地域の中山間地域における河岸段丘の森林や農地から構成される農村景観、志摩地域の丘陵地と農地から構成される農村景観、自然海岸と一体となった漁村集落空間など、特徴的な空間・景観の維持を図ります。都市部・農山漁村部の良好な景観の保全・形成を念頭に、市民生活の利便性や各種経済活動と調和した景観計画の策定を進めます。

⑤森林保全地区（森林保全ゾーン）

高祖山一帯から雷山を中心とする脊振雷山県立自然公園、糸島半島内の可也山、立石山、火山、彦山、天ヶ岳周辺などの森林は、市域の約45%を占め、本市の自然環境の骨格となる地域であるとともに、災害防止、水源かん養などにおいて重要な役割を果たします。このため、これらの森林は、集落環境との調和に努めながら、保全・再生を図ります。

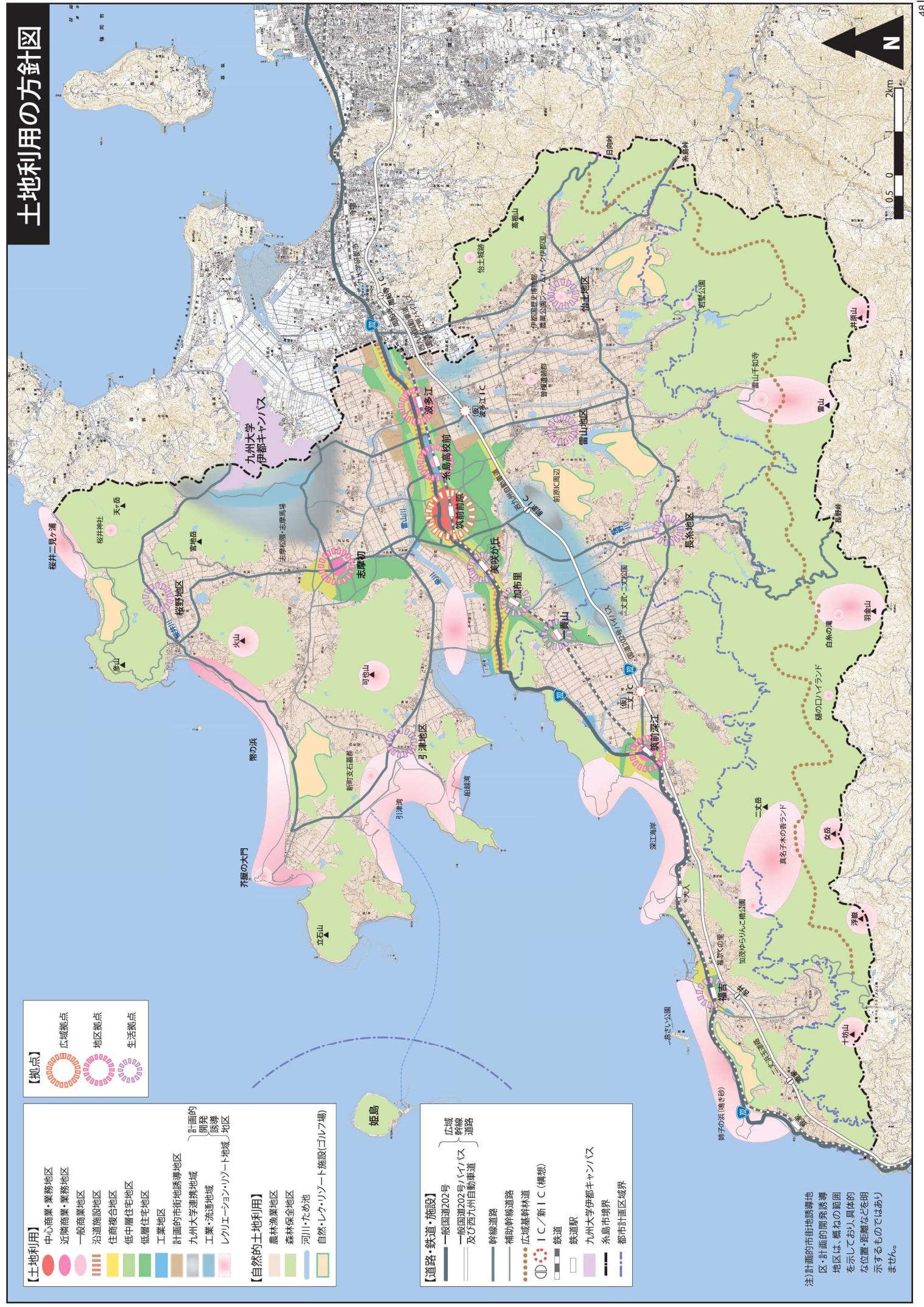
市街化調整区域の地区計画制度の活用や県条例による区域指定を活用した集落環境の維持、確保を進めます。

⑥河川・ため池

市内の河川、ため池については、身近な親水空間として環境保全に努めるとともに、有効活用を図ります。

整備にあたっては、治水機能を高めつつ、農業との調整を図りながら、多自然型の親水空間の創出を図ります。

土地利用の方針図



(2) 都市施設などの整備方針

土地利用の方針を踏まえ、これを支える道路などの交通体系、公園緑地、下水道などの都市施設の整備方針を定めます。

①交通体系の整備方針

各拠点間や九州大学との交通ネットワークの充実を図ります。

道路種別	役割
広域幹線道路	都市骨格を形成し、福岡市や唐津市などの都市圏との広域的な移動を担う軸
幹線道路	広域連携軸と広域拠点、地区拠点、九州大学連携地域、工業・流通地域を結び、拠点間の連携を高める軸
補助幹線道路	各地域間の連携を高め、生活拠点への円滑な移動とともに半島の回遊性を高める役割を担う軸

1) 広域幹線道路ネットワーク形成の方針

都市活動の拡大、九州大学の移転などによって、福岡市や唐津市方面など広域の交通需要の増大が予想されます。

このため、国道202号、同バイパス、西九州自動車道を広域幹線道路と位置づけ、西九州自動車道の暫定区間の早期完成、国道202号バイパスの早期完成、国道202号の拡幅整備促進を図ります。

市域西部に（仮）二丈ICの整備促進を図ります。

市域東部に広域幹線道路と幹線道路の結節点として（仮）波多江IC（構想）を位置づけ、広域幹線道路ネットワークの充実を図ります。

2) 幹線道路ネットワーク形成の方針

市域の一体性を確保するため、旧市町間の交通ネットワークの充実や、九州大学伊都キャンパス、九州大学連携地域、工業・流通地域などとの連携を高めるネットワークの形成が必要とされています。

前原ICから志摩初、九州大学方面を結ぶ幹線道路ネットワークとして学園通線西回りルートを位置づけます。

国道202号バイパスから市街地を通り、九州大学へ接続する中央ルートの整備促進を図ります。

東西方向の地域間交通として、国道202号南側に主要地方道大野城二丈線、北側に新たな道路を位置づけ、これらを結ぶ南北方向の道路により、格子状の道路ネットワークの構築を図ります。

3) 補助幹線道路ネットワーク形成の方針

拠点間の相互の連絡性を高めるため、幹線道路とのネットワークの充実を進めながら、拠点間の移動の利便性を高める道路ネットワークの形成を図ります。

各拠点から IC や国道 202 号バイパスへのアクセス強化を図ります。

4) 鉄道駅関連整備の検討

駅を中心に徒歩圏で生活できる市街地形成を図るため、駅前広場や自由通路、駐車場・駐輪場、及び駅へのアクセス道路などの整備により、駅利用者の利便性の向上を図ります。

エレベータの設置など、すべての人が利用しやすい駅を目指し、バリアフリー化を図ります。

5) 公共交通の整備方針

公共交通については、鉄道を軸として、バス路線と結節することにより、公共交通ネットワークを構築します。郊外から市街地への生活路線に加え、九州大学へのアクセス向上や市内循環バスを整備することにより、市街地活性化や市内回遊性の向上、新たな居住者創出などを図ります。バス路線がない地域へは、市民協働による市民参画型交通の導入等により、公共交通不便地域の縮減を図ります。

また、バスの定額運賃や電子決済の導入、車両の大型化などにより、利便性が高く親しまれるバス交通とし、利用者の拡大を図ります。

一方で、バス路線の赤字が膨らんでいることから、運行ルートやダイヤ見直しなどと併せて、デマンド交通等新たな移動手段の導入を検討し、効率的で持続可能なバス路線を構築していきます。

6) その他（道路・交通施設など）の整備の方針

【健康づくりを支援する道路づくり】

市民の健康の増進・維持を図るため、既存道路を活用したウォーキングコースやサイクリングコースの設定を推進し、通行しやすい道路の整備を目指します。

【安心・安全な道路づくり】

救急車などの緊急車両の通行や災害時における避難路の確保のため、主要な区画道路や細街路の整備を検討します。

段差のない歩道、ゆとりのある歩道空間の確保、視覚障害者誘導用ブロックや信号の整備、放置自転車の解消対策など、すべての人が歩きやすい、バリアフリーの道づくりを進めます。

役割が拡大する自転車交通に対応するため、「糸島市自転車利用基本計画」を策定し、安全で快適な自転車ネットワーク路線を構築するとともに、自転車通行空間の整備、体系的な自転車交通安全教育の推進に努めます。

【道路・橋りょうの長寿命化】

都市基盤整備にかかる費用対効果を高める観点から、橋りょうなどについては、長寿命化を図る管理方法を推進し、長期的な活用に努めます。

【道路ネットワークの見直し】

市全域をカバーする総合的な道路ネットワークを構築するため、道路体系の再編を図るとともに、地域循環型のまちづくりを目指して、地域間連携を強化するバイパス道路の整備や、これにあわせた都市計画道路を含めた道路ネットワークの見直しを図ります。

【林道の活用と整備】

森林保全地区では、林業振興を目的としている広域基幹林道を観光振興にも生かすとともに、林道の整備を図りながらその維持管理を行います。

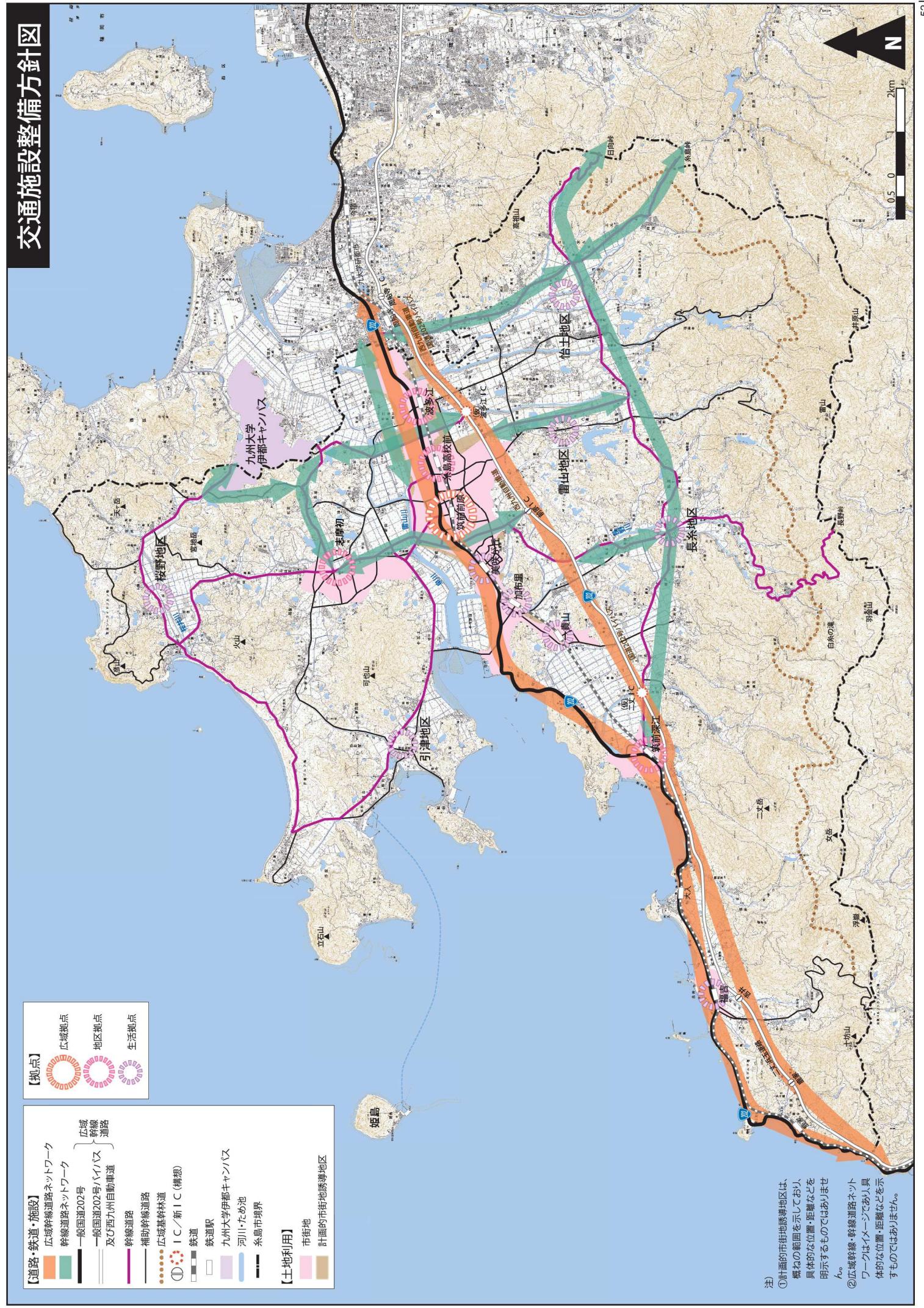
西九州自動車道



コミュニティバス



交通施設整備方針図



②公園緑地などの整備方針

整備水準の一層の充実とともに、より利用し易い機能的な公園としての有効活用を図ります。

1) 市民の多様なニーズに応える公園緑地の整備

市民の多様なレクリエーションニーズに対応し、以下のような憩いの場、レクリエーション活動などの場の確保を図ります。

都市公園など	<ul style="list-style-type: none"> ○憩いやスポーツ・レクリエーション活動などを行う公園などの整備を検討します。 ○市街地に隣接する豊かな自然緑地の保全・活用を図るため、宮地岳自然公園などについては、まとまった緑地を生かし、公園機能の充実を図ります。 ○新町支石墓群、曾根遺跡群（平原歴史公園）、怡土城跡、一貴山銚子塚古墳などの指定史跡とその周辺を歴史公園として整備します。
自然・ レクリエーション 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○怡土城跡周辺、雷山千如寺周辺、白糸の滝周辺、真名子木の香ランド周辺、芥屋海岸周辺などに自然環境を生かした自然・レクリエーション拠点として、遊歩道や駐車場などの充実を図ります。 ○姉子の浜の鳴き砂、桜井二見ヶ浦、幣の浜などの白砂青松の海岸線など、貴重な自然資源の保全を図るとともに、地域や環境センターと協働しながら、清掃などの充実を図ります。

2) 身近な公園緑地の整備

市民の健康増進を図るため、既存公園においてはトイレの洋式化、遊具の更新、民間活力を生かした公園の有効活用や活性化を推進します。

施設の老朽化などにより既存公園の機能を更新するときは、地元市民の意見も取り入れながら、市民ニーズに対応した安心して憩える公園を目指します。

市民意識調査で公園へのニーズが高い前原北部地区や、公園整備水準が低い志摩地域などを中心に身近な公園の整備を検討します。

各地に分布しているため池については、農業との調整を図り、安全性を考慮しながら、貴重な水辺空間として親水空間などの整備を進めます。

3) 水と緑のネットワークの形成

自然海岸では、環境美化を行うとともに、レクリエーションの場とあわせた親水空間などの充実及び山林や防風林による緑のネットワークの形成を図ります。

また、中小河川の河畔や河岸段丘では散策道の充実や斜面緑地の保全を図り、さらに、市民の健康や憩いの場として、文化的・歴史的・自然的資源を並木道などで結ぶことによって水と緑のネットワークの形成を図ります。

4) 防災機能を考慮した公園・広場の整備

災害時の避難場所となる公園・広場などの適切な配置や機能更新を進めます。

市街地及び周辺における避難路として、緑道などの整備を進めます。

5) コミュニティースペースの整備

地域活性化、情報発信などを目的として、農産物の販売、情報提供、生産者と消費者との交流が行える広場などの充実を図ります。

地域と協力して、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場の設置に努めます。

6) 緑豊かな市街地の形成

新たに市街地形成を図る地区においては、宅地内の緑化を推進し、周辺の美しい環境の維持・保全、計画的な公園・緑地の配置、駅までの緑道の整備など、緑豊かな居住地形成を図ります。さらに、市街化区域隣接部において市街地と農地の緩衝帯として機能する居住環境を形成する場合は、農園機能も兼ね備えた公園の整備を進めます。

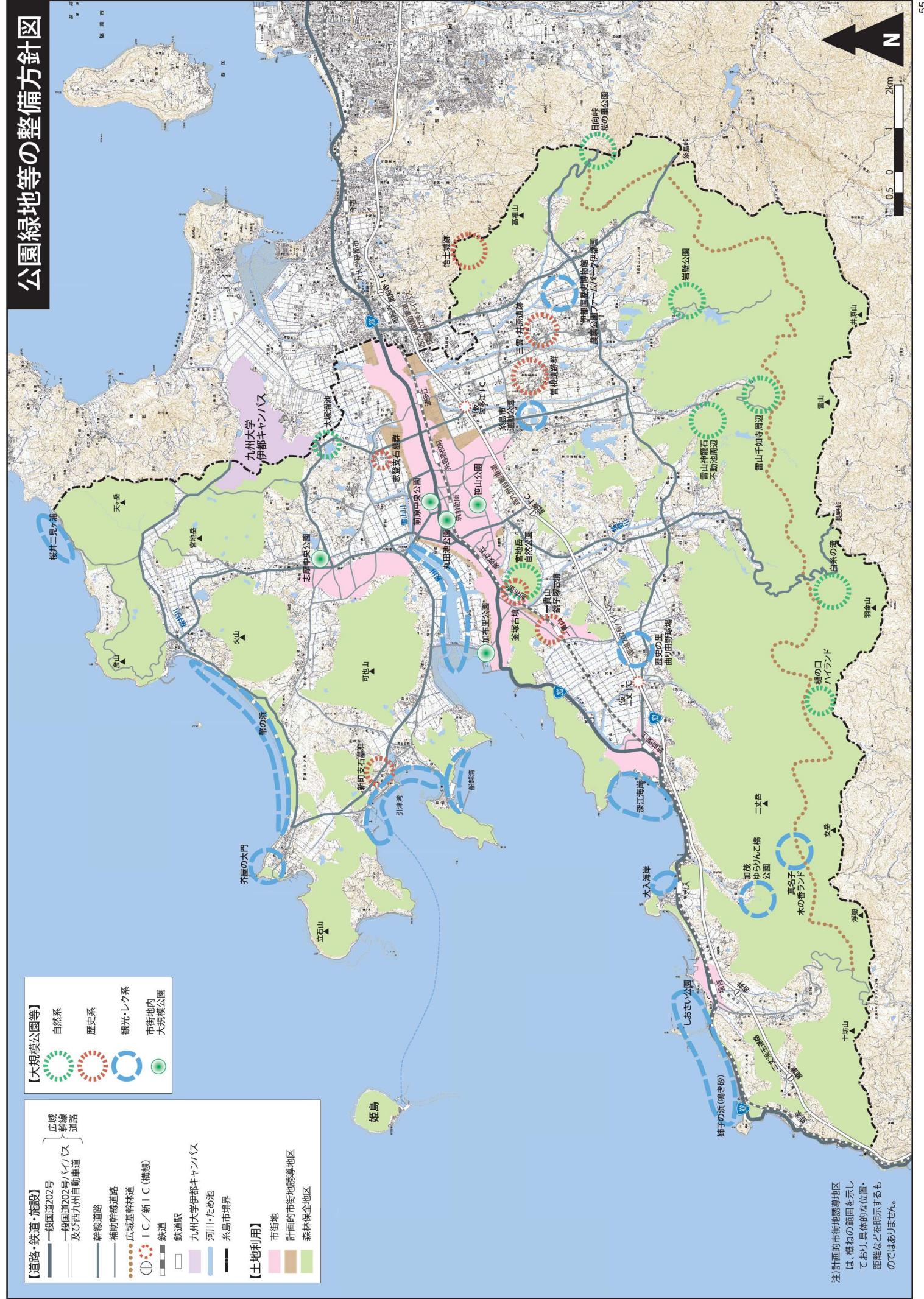


笠山公園



新市街地形成による公園整備（伊都の杜）

公園緑地等の整備方針図



③その他都市施設などの整備方針

1) 上水道の整備方針

水道は、市民生活の質の向上や経済活動に直結する基盤施設として必要不可欠なものです。今後、九州大学移転や住宅地整備などによる人口増加、企業などの立地に伴う需要増などの動向を踏まえ、安全で安定的な水の供給を行う水道施設の整備を進めます。

2) 下水道の整備方針

下水道は、生活環境の向上や公共用水域の汚濁防止、雨水による浸水防止など、健康で文化的かつ快適な市民生活にとって不可欠な都市施設です。

今後、人口変動に対応する新たな市街地形成などの動向を踏まえながら、隨時見直しを行い、地域にふさわしい下水道の整備を進めます。

雷山川や瑞梅寺川などの下流域では、豪雨時の浸水被害の危険性が増しているため、雨水幹線整備などの浸水対策を進めます。

3) 河川の整備方針

宅地開発などにより、豪雨時の浸水被害の危険性が増している河川の下流域においては、関係機関と協力しながら、総合的な治水対策の促進を図ります。

河川整備にあたっては、治水対策の強化とともに、自然景観や親水性にも配慮した整備を図ります。

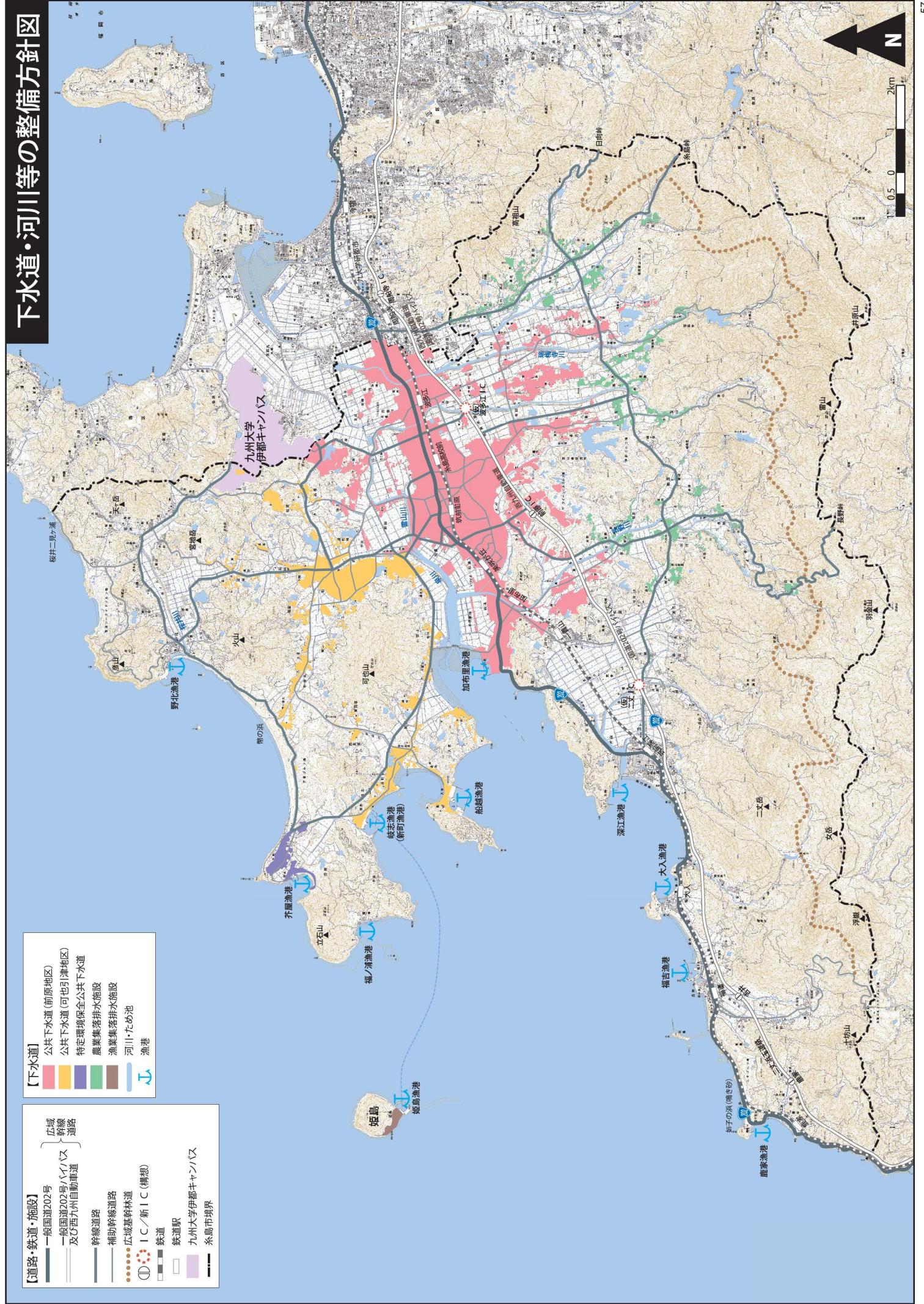
4) 漁港の整備方針

本市の漁港は、志摩地域については、野北漁港、芥屋漁港（福ノ浦漁港）、岐志漁港（新町漁港）、姫島漁港、船越漁港があり、前原地域は加布里漁港、二丈地域は深江漁港、大入漁港、福吉漁港、鹿家漁港があります。

これらの漁港については、本市全体の漁港の役割分担を検討しながら、安全で安心して利用できる漁港施設、漁業生産施設の整備を図ります。

また、親水空間を身近に楽しめる施設の整備や水産資源を楽しめる空間の充実などを進めます。漁船停泊地の有効利用を促進するため、停泊スペースに余裕がある場合には、レジャー船舶の停泊場としての活用を検討します。

下水道・河川等の整備方針図



N

2km

1km

0.5km

0

(3) 拠点のまちづくりの方針

①広域拠点（筑前前原駅周辺）

本市の行政・文化・商業などのシンボル的なまちづくりにより、にぎわいを重視する中心交流拠点とします。

まちづくりのイメージ	整備内容
○住んでいる人にも訪れる人にもやさしいバリアフリーのまちづくり	・市民や九州大学関係者など多様な人が交流できる拠点的施設の整備
○土地の有効利用、高度利用を進め、多様な住宅の供給による街なか居住の推進	・公園広場や回遊ネットワークの整備 ・駅前における公共交通機関（バス）との円滑な乗り換えの確保、パークアンドライド、キスマンドライドに対応した駐車場や乗降場所の整備、駐輪場の確保
○歴史的雰囲気を有し、にぎわいや活気が感じられる商店街のあるまちづくり	・駅を中心とした安全な歩行者空間の整備
○本市の観光の玄関口として、特産品やさまざまな情報が手に入るまちづくり	・中心市街地の憩いの場や駐車場の確保
○災害時における防災拠点性の発揮	・市役所の防災拠点としての機能強化



筑前前原駅



イリスロード

②地区拠点

対象地区	まちづくりのイメージ	整備内容
波多江駅周辺 九州大学の最寄駅として、九州大学関係者の生活面をサポートする九州大学支援交流拠点とします。	○市民の利便性が高い多様なサービス機能の集積 ○九州大学の学生・教職員を対象とする日常生活サービス機能の充実や地域との交流を図るまちづくりの推進 ○商業地では秩序ある高度利用を進め、周辺は良好な環境の低層住宅の形成	・南北の幹線道路、駅へのアクセス道路整備 ・駅を中心とした安全な歩行者空間整備と駐輪場の整備 ・公共交通機関（バス）との連携確保、パークアンドライド、キスアンドライドに対応した駐車場や乗降場所の整備
志摩初地区周辺 志摩地域の拠点として、商業、公共公益サービス機能などの導入を図るとともに、道路などの都市基盤整備を進めます。	○旧志摩支所、小学校、勤労者体育センター、総合保健福祉センターなどの公共施設や大規模商業施設が立地する志摩初地区周辺での人が集まりやすい環境づくりの推進 ○初川の自然環境を活用した歩行者ネットワークの充実 ○高度情報社会に対応して情報が受けられやすいまちづくり	・各種サービス施設などの一層の充実（買物支援サービス、出張販売など） ・バス利用者の利便性向上のための機能充実やバスルートの改善 ・自然豊かで安全な歩行者空間やサイクリングコースの整備 ・情報通信基盤の充実
筑前深江駅周辺 二丈地域の拠点として、商業、公共公益サービス機能などの導入を図るとともに、道路などの都市基盤整備を進めます。	○商業地域や旧二丈支所、コミュニティセンターなどの公共公益施設が立地する筑前深江駅周辺でのコミュニティ活動の拠点として、人が集まりやすい環境づくりの推進 ○商業地では秩序ある高度利用を進め、周辺は良好な環境の低層住宅の形成	・駅を中心とした安全な歩行者空間整備と駐輪場の整備 ・駅へのアクセス道路の整備や、駅前広場、パークアンドライドやキスアンドライドに対応した駐車場や乗降場所の整備
糸島高校前駅周辺 公共交通の利便性が高い、健康・福祉・居住などの都市機能がコンパクトに集積した、低炭素都市づくりのモデル地区として広域拠点を補完します。	○地域住民の利便性向上に資する都市的サービス機能が集積した安全で快適な歩行者中心のまちづくり ○低炭素化に向けてのエネルギーの効率的利用や都市緑化を積極的に推進するまちづくり	・地区計画制度を活用した建築物敷地の緑化推進 ・駅周辺に広域拠点を補完する日常商業サービス、健康・福祉などのサービスを誘導 ・健康福祉センター「あごら」に関連する機能の配置を促進 ・公共交通機関（バス）との円滑な乗り換えの確保、パークアンドライド、キスアンドライドに対応した駐車場や乗降場所の整備

③生活拠点

地区拠点に次ぐ鉄道駅周辺や農山漁村集落の小学校周辺などで、食料品店や生活雑貨店、診療所などの生活利便施設のほか、地域のコミュニティ活動の場、災害時の避難場所などを提供する地区とします。

まちづくりのイメージ	整備内容
○日常生活サービス機能やコミュニティの交流ゾーンの形成 ○生活利便施設の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な歩行者空間整備や広場、公園などの整備 ・公共交通機関（バス）との連携確保、駐車場整備

④その他の主要拠点・地区など

九州大学連携地域	<ul style="list-style-type: none"> ・農地や自然環境との調和を図りつつ、企業や研究所、学生・教職員のための居住やレクリエーション施設などの立地誘導を図り、産業の発展と地域と大学との交流による活気あふれるまちづくりを目指します。
工業・流通地域	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の利便性を生かして、本市の産業活性化につながる業務機能の集積を適正に誘導し、自然環境を生かした潤いのある産業拠点の形成を図ります。



志摩初地区周辺



筑前深江駅周辺

(4) 田園地域のまちづくりの方針

①基本方針

農業・農村が持つ多面的機能から得られる利益は、農村の居住者だけではなく、本市に住むすべての人が享受するものです。そのため、本市全体で農業や農村の環境を守る必要があり、その環境に配慮したまちづくりを目指します。

田園地域のまちづくりは、自然環境をはじめ、農業や農村への配慮を前提とし、農業や農村と連携するための機能を積極的に取り入れ、『農』に関するライフスタイルを提供できるまちづくりを進めます。また、その一環として、体験・観光農業や農産物直売所など地域資源を生かしたグリーンツーリズムの推進を図ります。

②まちづくりの目標と方針

1) まちづくりの目標

ゆとりのある規模の宅地を提供し、田園居住型の豊かなライフスタイルを実現できる生活空間の形成を図ります。

2) まちづくりの方針

【農山漁村集落への移住・定住の促進】

本格的な田舎暮らしを望む都市住民の二地域居住や移住・定住を図るため、活用可能な空き家・空き地に関する情報の収集や提供を行います。

また、人口減少や著しい少子高齢化などの課題を抱える集落においては、コミュニティ機能の維持を図るため、必要に応じて地区計画制度や県条例による区域指定制度を活用した適正な規模の計画的なまちづくりの誘導を進めます。

まちづくりにあたっては、既存の地域の環境・景観などに配慮した田園居住のライフスタイルを楽しめるように、ゆとりのある敷地を有する住宅地の整備を図ります。また、地域活性化や住まいのブランド化を進めるため、市内で産出される木材と市内の人材を活用し、海型、山型、農村型など糸島ならではのモデル住宅などの実験を検討します。

なお、移住・定住の促進にあたっては、新旧住民が一体となったコミュニティがスムーズに形成できるように、新規住民の受け入れに関する具体的な方策を地域で十分協議するものとします。

【生活基盤施設の整備】

緊急車両の進入が困難な道路については、地域との協議を進めながら、道路に隣接する土地の提供など条件が整った順に積極的に拡幅などの整備を進めます。

また、快適な生活を営めるように集落排水施設や合併浄化槽などの排水処理施設については、地域に応じた環境整備を進めるとともに、公共交通の充実をはじめ、情報通信基盤の整備、生活拠点への生活利便施設の誘導を図ります。

さらに、集落に暮らす市民と環境サポーターなどが協力して行う清掃美化活動などの推進・支援を図ります。

生産活動の負担軽減と合理化を図るため、以下のような取組を促進します。

- ◇生産性の高い農地の整備、農道や用排水路などの計画的な整備・改修
- ◇安全で安心して利用できる漁港施設や漁業生産施設の整備
- ◇林業の効率化と森林の適正な管理のための広域基幹林道の整備・維持

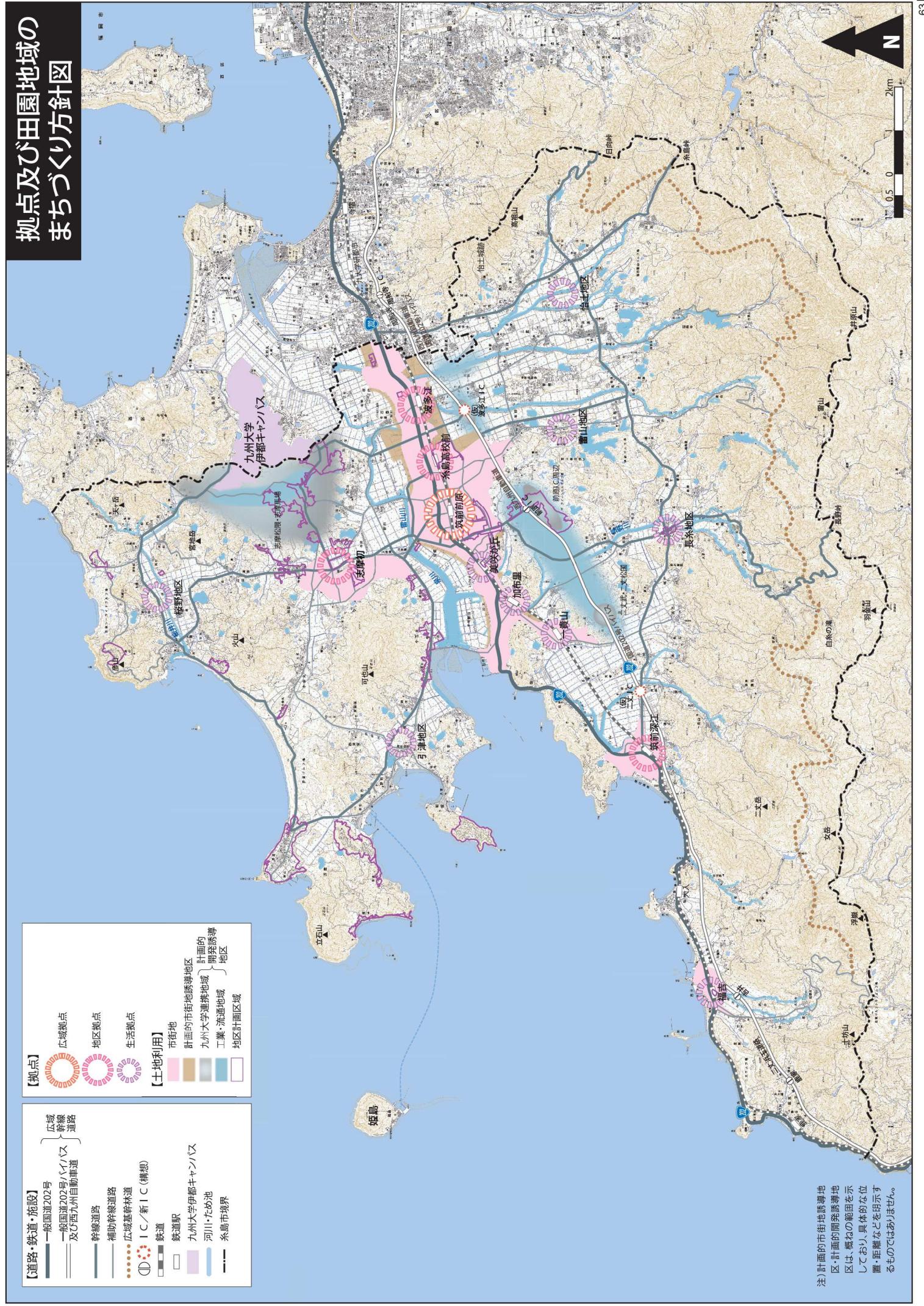
農山漁村集落での快適な暮らしが実現できるよう生活環境の整備を図ります。

- ◇幅員の狭い道路の改善
- ◇集落から鉄道駅などへの交通手段の充実
- ◇排水処理施設整備の推進
- ◇光回線などの高度情報通信ネットワークの整備



田園地域での宅地開発のイメージ

拠点及び田園地域の まちづくり方針図



注) 計画的市街地該地区
は、計画的開発誘導地区
は、概ねの範囲を示
しており、具体的な位
置・距離などを明示す
るものではありません。

(5) 景観形成の方針

①基本方針

地形条件や土地利用の方針などから、市域を8つの景観ゾーンに分け、ゾーンごとに景観形成の方針を設定します。なお、景観形成にあたっては、景観法との連携を十分に図るとともに、本市の美しい田園、海岸景観などを眺望できる高台などの視点場の確保を図ります。

②ゾーン別方針

1) 都市的景観ゾーン

広域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・筑前前原駅とその周辺の地区は、本市の玄関口として、本市が持つ歴史・文化を生かし、活力ある商業業務地としての景観形成を図ります。
地区拠点－波多江駅周辺、志摩初地区周辺、筑前深江駅周辺、糸島高校前駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・地区拠点ゾーンと位置づけられる地区においては、それぞれの地区の役割に応じた諸機能の誘致を行うとともに、道路、駅前広場、公園・緑地などと一緒に、落ち着きのある、緑豊かな景観形成を図ります。 ・糸島高校前駅周辺地区は、生活・健康・福祉拠点として、ゆとりと潤いのある景観形成を図ります。
生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地や農山漁村集落の生活拠点として、周辺風景と調和した、落ち着いた緑豊かな景観形成を図ります。
九州大学連携地域および工業・流通地域	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな地区となるよう、建築物の壁面後退、建築物の高さ制限など、地区計画などによる質の高い景観形成を図ります。
国道202号沿道地区	<ul style="list-style-type: none"> ・国道202号沿道の商業施設などは、国道側にオープンスペースを確保するとともに、沿道の緑化を進め、快適な沿道景観の形成を図ります。
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・低中層住宅地においては、豊かな緑化空間の確保とともに、建築物の高さ制限や隣棟間隔の確保などを図り、ゆとりある街並み景観の形成を図ります。 ・低層住宅地においては、壁面後退や生け垣化の促進を図り、建築物の形態・意匠が調和した緑豊かな街並み景観の形成を図ります。

2) 計画的市街地形成ゾーン

道路際にオープンスペースを確保し、形態・意匠に統一感のある緑豊かな住宅地の形成を図ります。また、住宅地に近接する農地に配慮した田園的景観形成を図ります。

3) 里山景観ゾーン

市街地内及び市街地周辺に位置する丘陵地の緑地は、親しみのある里山景観として保全・形成を図ります。

4) 農山漁村景観ゾーン

地域それが持つ特性を生かした自然景観の維持・創造を図るとともに、農山漁村集落における生活空間を生かした景観の維持に努めます。

5) 自然海岸景観ゾーン

玄界灘に面する、玄海国定公園に指定された美しい景観を有する自然海岸の景観の維持を図ります。海岸工事においては、周辺の自然景観と調和した資材の導入を検討します。

6) 山際・丘陵地景観ゾーン

高祖山から脊振雷山山系などの山際は、緑地の保全と、自然と集落が調和した美しい山里景観の形成を図ります。

7) 森林景観ゾーン

高祖山から脊振雷山山系などの山林、糸島半島の可也山、火山、宮地岳などの山林は、本市のシンボル的景観として、美しい森林景観の保全を図ります。

8) 歴史的景観ゾーン

志登支石墓群や新町支石墓群、曾根遺跡群（平原歴史公園）、一貴山銚子塚古墳、怡土城跡などの指定史跡周辺においては、歴史的雰囲気と周辺地域が調和した景観形成を図ります。

③景観形成のためのルールづくり

本市は景観行政団体であるため、良好な景観の形成に関する「景観計画」を策定し、景観に大きな影響を及ぼすおそれがある建築行為の制限や景観上重要な建造物や樹木の保全、豊かな自然と調和した美しい農山漁村景観の保全・創出に向けた施策などを検討し、美しいまちづくりの積極的な取り組みを進めます。

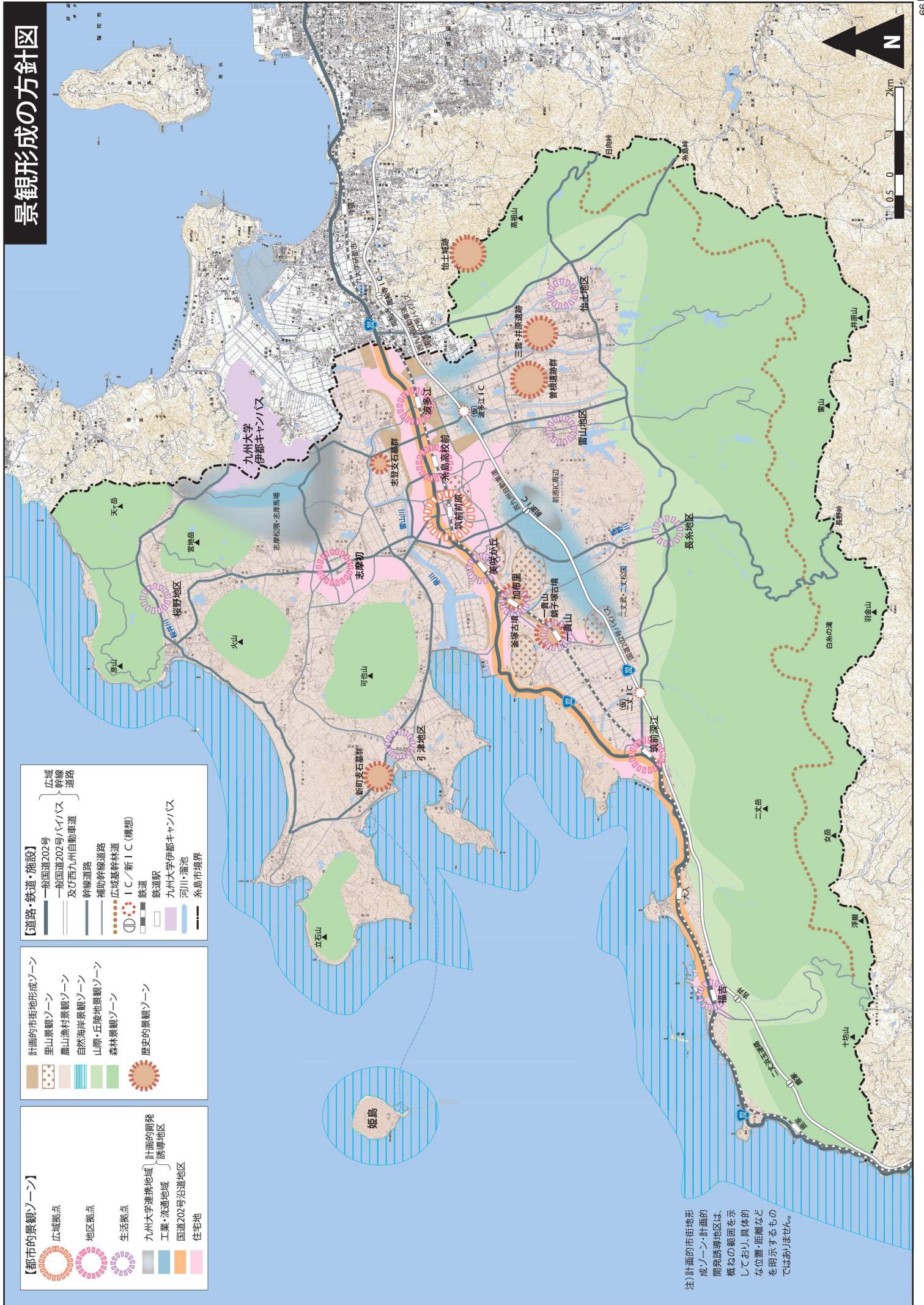
景観計画に基づく良好な都市景観形成のため、地域個性を生かした景観形成のガイドラインや農山漁村景観形成のためのルールなどを策定し、規制誘導を効果的に進めます。

④市民との協働による景観づくり

美しい景観づくりは、行政による景観整備だけでは限界があることから、市民や事業者と行政が協働して取組を進めます。

良好な自然景観、美しい街並みなどの景観形成の必要性や実現方策などについて、広く市民に周知を図り、協力を促すとともに、市民が景観に関心を持ちながら協働で取り組める仕組みづくりを進めます。

景観形成の方針図



(6) 自然環境などの保全の方針

①基本方針

本市の大部分を占める森林や田畠は、市民の生活空間や景観の構成要素、水源のかん養など、非常に重要な役割を担っています。市民の自然環境や田園に対する評価も非常に高く、市民意識調査では、市全体の誇りや自慢として『水や緑などの自然が豊かである』という意見が圧倒的な割合を占めています。

これら本市の重要な財産である自然環境や優良農地などの環境保全は、農山漁村に暮らす人だけが負うものではありません。市民を含めた市全体の責任で、将来にわたって保全をしていきます。

②優れた自然環境などの保全

優れた自然環境や優良農地、歴史的資源などは、国土利用計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法や自然公園法、文化財保護法などの適切な運用と市民などの環境保全活動により、将来にわたって保全を図ります。

③農地の保全

本市の農業の持続的な発展のため、農業振興地域整備計画に沿った基盤整備や農道、用排水路などの生産基盤整備を進め、生産性の向上や優良農地の確保を図ります。

兼業農家や高齢農家などを包括する地域ぐるみの営農体制の確立を図り、中核的農家の規模拡大のための農地の流動化を促進し、農地の集積と有効利用により農業生産性の向上を図ります。

農業者の高齢化や後継者の不足などにより発生している耕作放棄地については、復元可能なものは農地へ戻し、新規就農者や担い手の利用促進、市民農園などへの利用を図ります。

また、農地として利用できないものは、周辺の自然環境と調和した森林などへの変換を図ります。

農林業への被害が著しい有害鳥獣対策に取り組み、農地の保全を図ります。

環境保全型農業を推進し、バイオマスの利活用をはじめさまざまな取組を九州大学などの研究機関と連携して行い、資源循環の実現化を図ります。

④森林の保全

森林としての土地利用は、基本的に現状の山林面積の維持を図ることとし、大規模な林地開発の抑制を図ります。必要に応じて耕作放棄地の森林への転換など回復造林を図ります。

森林は、木材生産はもとより、水源かん養機能や国土保全機能、水質、大気の浄化機能、地球温暖化防止など、市民生活に密着した多面的な機能を有しており、林産物生産、自然景観、動植物の生息・生育地などとしての重要な役割を果たしていることから、これらの貴重な財産の保全を図ります。

森林の適切な保全と林業の振興のため、森林資源の状況、流域の自然的・社会経済的な特質、公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向などを総合的に勘案しつつ、森林の有する機能ごとに、その機能を高度に発揮するために望ましい森林整備を図ります。また、市内で生産される木材については、公共建築物の木造化などを含め、活用を図ります。

市域の北部及び南部に広がる保安林、国定公園や県立自然公園に指定されている自然豊かな山地については、良好な自然環境と景観の保全を図ります。

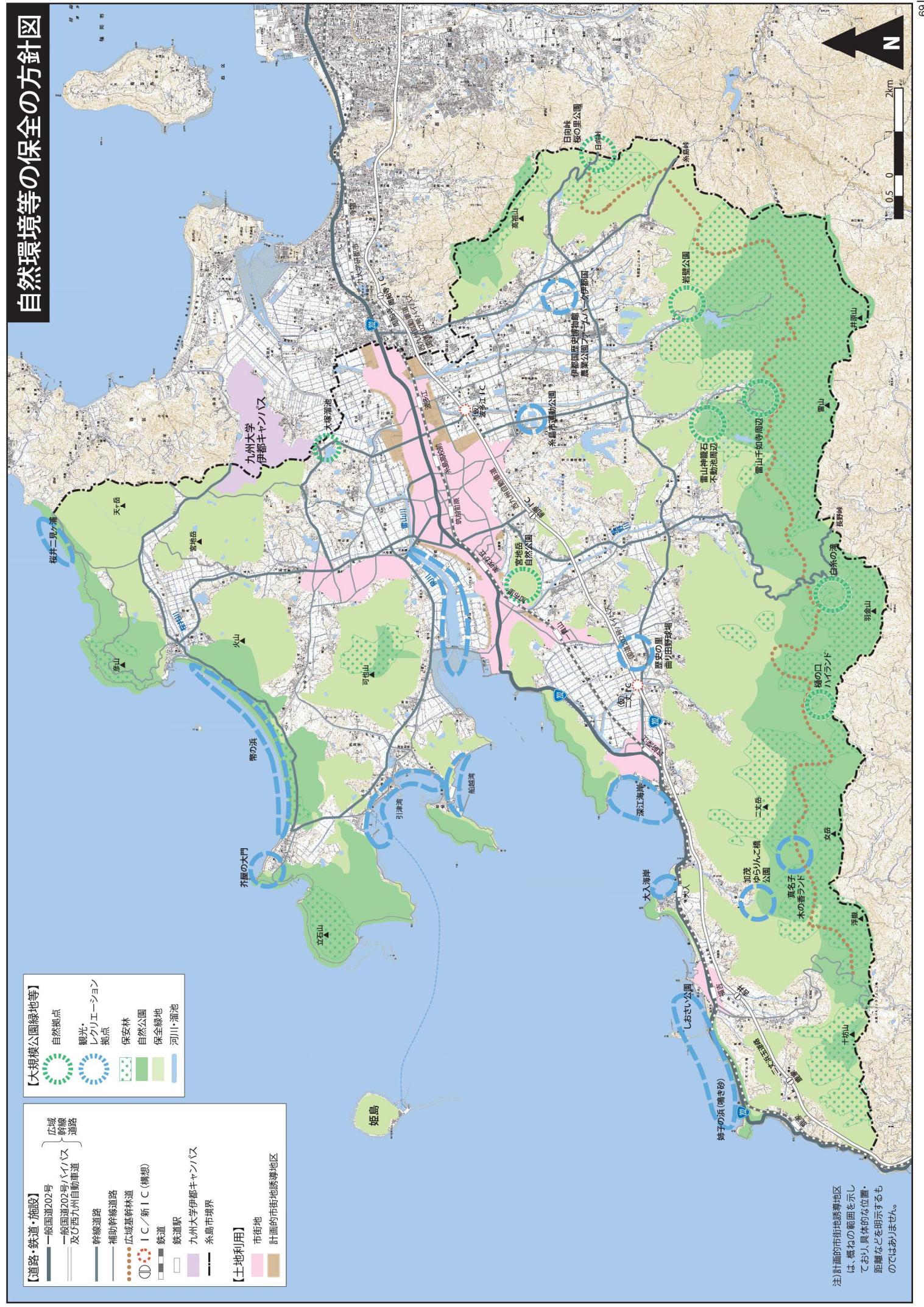
⑤河川・海岸の保全

脊振雷山県立自然公園、玄海国定公園をはじめとする自然豊かな山林や自然海岸の保全を図ります。

雷山川河口（泉川）周辺は、カブトガニ生息地、クロツラヘラサギ飛来地、また全国有数規模のハマボウの群落地でもあることから、これら希少生物の生息環境の保全を図ります。

白砂青松の深江海岸、幣の浜などの自然環境を保全するとともに、特に松林については、防風保安林としての機能を回復させ、保全に努めます。

自然環境等の保全の方針図



注) 計画的市街地誘導地区
は、概ねの範囲を示し
ており、具体的な位置・
距離などを明示するも
のではありません。



(7) 都市防災の方針

①基本方針

風水害や地震、火災など多様な災害の発生を想定し、自助・共助・公助の理念のもと、関係機関との連携及び市民との協働により、ハード、ソフトの両面から、災害に強い都市づくりを目指します。

②自然災害対策

1) 災害危険箇所の計画的解消

災害による被害を最小限に抑える防災基盤を備えたまちづくりが求められており、大規模な災害や事故に対しても適切な対応が講じられるよう、危機管理体制の強化が求められています。

台風・豪雨などに伴う土砂災害や水害などの発生を未然に防ぐため、危険箇所についての継続的な調査・把握を進めるとともに、県や地権者と連携し、砂防事業や治山事業・急傾斜地崩壊対策事業、河川改修などの促進を図り、災害危険箇所の計画的な解消を図ります。

災害危険箇所の状況調査や河川氾濫区域の予測調査を推進するとともに、これらを示したハザードマップの活用などにより、危険箇所の周知を図ります。さらに、土砂災害警戒区域などについては、その周知に努め、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転などの促進を図ります。

2) 市街地の排水対策の推進

市街地内においては、集中豪雨時の浸水被害の低減を図るため、各種治水対策事業の推進とあわせ、雨水幹線整備など円滑な排水対策の推進を図ります。

3) 山林・農地の保全

山林、農地は雨水の急激な流出を防ぐ保水機能、水源かん養機能などの多面的な機能を有しているため、その保全と機能向上が必要です。遊休農地の解消、森林の定期的間伐など、自然災害の低減に向けた計画的な農山村環境の整備を図ります。

③防災的土地利用の推進

浸水被害や火災の延焼など、被害の拡大があらかじめ想定される場所について、防災の視点に立った土地利用の誘導を図ります。

既成市街地においては、道路の整備、空地の確保・拡充を図り、老朽木造住宅が多い市街地などの防災上危険な箇所の解消を図ります。

新規開発などの事業に際しては、法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、大規模宅地造成や危険斜面の周辺などにおける開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導などを計画的に図ります。

④防災空間の確保と防災ネットワークの充実

道路や公園・緑地などは、緊急輸送路や避難路、避難場所として防災空間機能も有するため、その適切な配置・整備を図ります。

また、市外への避難路をはじめとして、医療施設や避難所、公的施設、拠点間を結ぶ緊急輸送路については、多重性・代替性を有するネットワークの構築を図るため、道路整備や既設道路の拡幅を促進します。

さらに、災害に強い道路ネットワークの構築のため、道路、橋りょうについては、必要とされる箇所の耐震改修などの実施を図ります。

⑤市街地・建築物の地震・火災対策

1) 防火・準防火地域の指定検討

地震発生時や乾燥・強風時などにおける火災の延焼防止を図るため、木造建築物が多く集まる市街地において防火地域・準防火地域の指定の可能性を検討するとともに、建築物などの不燃化を図ります。

2) 住宅・建築物の耐震化・不燃化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、災害に強いまちづくりを進めるため「耐震改修促進計画」を策定し、災害時の防災拠点となる市役所や消防署、警察署、避難所となる学校やコミュニティセンター、医療活動の中心となる病院などについては、耐震診断及び耐震改修の促進を図り、重点的に耐震化・不燃化を図ります。

防火地域・準防火地域を指定する区域以外の地区においても、積極的に建築物の耐震化・不燃化について啓発・誘導を図ります。その他、建築物やブロック塀などの倒壊や窓ガラス・看板などの落下による被害、避難路の閉塞などを防止できるよう、建築物や付属構造物の改善の指導を図ります。

3) ライフライン施設の耐震化及び機能確保

上・下水道施設の耐震化を図るとともに、関連事業者に対し、電気や情報通信施設の耐震化、代替の確保、災害時におけるライフライン関係施設の機能確保を図ります。

小型の水力発電の導入や井戸の活用など、災害時における供給元の代替の確保を検討します。

4) 避難所、防火水槽などの整備

避難所については、指定避難所と臨時避難所に区分し、安全性、収容能力、近接性などを総合的に考慮し、適切な施設を指定します。

また、大規模地震により避難所収容が不足する場合を考慮して、近隣市町村との連携や行政区長・自主防災組織と連携して、民間施設からの候補施設選定に努めます。

防火水槽の新設、既存水槽の耐震性の強化など、災害時の消防水利の整備を進めます。

⑥津波、原子力災害対策の強化

津波の際に的確に避難行動ができるよう津波の危険度や避難場所などを盛り込んだ津波ハザードマップを作成し、地域住民に周知するとともに、避難場所などの情報更新をホームページ等で行います。

原子力災害が万が一発生した場合に備え、県や他自治体と協力して避難場所、避難ルートを確保します。

大規模災害時に迅速に対応するため、情報収集、情報伝達手段の多重化を促進し、情報を住民にわかりやすく伝達します。

⑦協働による防災まちづくりの推進

地域の防災力向上のため、行政区の防災訓練、過去の災害履歴の確認、防災マップの確認と行政区ごとの一次避難場所の選定など、地域の人々が自分たちで災害から命を守ることの大切さを認識する活動の支援など、自主防災組織の育成を積極的に進めます。

ホームページやメールなどを用い、市民と防災情報を共有化することで、自主防災組織、消防機関などと連携した防災ネットワークづくりを進めます。

市民の防災に対する知識を深め、防災意識の向上を図るとともに、防災マップの配布により、市民への災害情報の提供や避難場所などの周知を行い、自衛手段の確保を進めます。また、関係機関と連携した対策会議の継続的な開催により、総合的な防災体制の強化を図ります。

(8) 都市防犯の方針

①基本方針

誰もが安心して暮らせる防犯に配慮した市街地環境の形成を目指し、死角の少ない市街地環境への改善や市民・地域と連携した防犯活動の推進など、総合的な取組を進めていきます。

②人の目がよく行き届く死角の少ないまちづくり

街路や公園においては、樹木の適切な配置や維持管理などにより見通しの確保を図ります。夜も適切な明るさを保つように、公共公益施設や通勤通学路における防犯灯の設置を図ります。また、犯罪発生が懸念される箇所では、防犯カメラの設置を検討します。

③市民・地域と連携した防犯活動の推進

各校区での自主防犯パトロール組織の設立を促進し、各団体・組織との連携強化を図ります。日常生活において安全、安心なまちづくりのため、防犯活動、児童の登下校時の見守り、交通安全対策などを地域と協働して進めます。

老朽化した空き家などの管理不全な建物については、所有者などに安全対策の実施や解体などの指導を行い、良好な生活環境と市民生活の安全の確保を図ります。

(9) 低炭素都市づくりの方針

① 低炭素都市づくりの取組と考え方

さまざまな活動が集約的に展開され、大量のエネルギー消費が行われる都市では、地球温暖化の主要因である温室効果ガスが大量に排出されています。京都議定書目標達成計画においても、都市政策での対応を求めており、都市構造・地域構造の見直しと、都市開発などの機会を捉えた低炭素化への取組が追加されています。

このため、国土交通省では「低炭素都市づくりガイドライン」を作成し、持続可能な社会に向けた低炭素都市づくりの方策とその効果についての考え方を示しています。

1) 低炭素都市づくりを考える視点

温暖化の緩和のためには CO₂ の排出削減と吸収が基本です。我が国における CO₂ の排出はエネルギー起源のものがほとんどであるため、排出削減対策としては、省エネを進め、未利用エネルギー・再生可能なエネルギーをいかに導入するかが重要と言えます。一方、吸収源対策としては、市街地内の緑地、市街地をとりまく農地・森林の保全・増加が大切です。

また、CO₂ の排出は都市構造にも関連しているため、都市機能の集約化や車に依存しないまちづくりなども必要です。

2) 低炭素都市づくりの3つの考え方

低炭素都市づくりの考え方として、以下に示すように、3つの考え方を示しています。

【コンパクトな土地利用の実現】

- ・拡散型都市構造から集約型都市構造への転換のため、乗り継ぎしやすい交通結節点の整備や自転車道の整備など

【エネルギーの効率的な利用と未利用・再生エネルギーの活用】

- ・夜間電力や燃料電池、太陽エネルギー、温度差エネルギー、都市廃熱などの利用

【緑地の保全と都市緑化の推進（自然との共生）】

- ・自然との共生のための森林や田畠の積極的な保全、都市内緑化の推進

②低炭素都市づくりの方針

低炭素都市づくりガイドラインに示される低炭素都市づくりの考え方を踏まえ、本市における低炭素都市づくりの取組の内容、考え方を示します。

1) 集約型都市構造への転換

広域拠点、地区拠点などにおいて都市機能の集約化を進めるなど、集約型都市構造への転換を図ることで、移動エネルギーの低減、ライフラインなどの整備、維持・管理の効率化などによる低炭素都市づくりを目指します。

2) 低炭素化のための面的な取組の推進

これから新しくまちづくりを進める地区では、CO₂削減や省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入に面的に取り組むまちづくりを促進します。

3) 公共交通の利便性向上

鉄道とバスとの乗継利便性の向上のため、バス交通の運行時間、運行本数、運行ルートの見直しやデマンド交通等新たな移動手段の導入を検討し、鉄道駅での乗継スペースの充実などを図ります。

拠点間の公共交通ネットワークの充実を図り、低炭素都市づくりを目指します。

4) 歩行者・自転車交通の安全性・利便性の向上

中心市街地などにおいては、歩行者、自転車ネットワークを重視した道路整備などによる、歩いて楽しいまちづくりを目指します。

拠点を中心に徒歩圏内での市街地形成を進め、自動車に依存しない省エネルギー型の都市づくりを目指します。

5) 水と緑の保全、再生

都市づくりの進展にあわせた緑地の確保や緑のネットワークなど、面的な緑化の充実を図ります。

CO₂の吸収源となる森林や農地を保全し、住宅の生け垣整備や壁面、ベランダ緑化など身近な緑の空間づくりに努めます。

飲料水や農業用の水源として重要である河川やため池の水質保全・水量維持のため、水質調査の実施や地域、環境サポーターなどと協働した美化活動、水の循環利用などに取り組みます。

6) 循環型社会の構築と再生可能エネルギーの積極的な導入

九州大学と連携して、食品残さや森林資源、農業生産による廃棄物などを利用した循環型社会の構築を図ります。

水素や太陽光、風力、水力などの再生可能エネルギーの活用についても研究を進め、普及啓発に向けて公共施設、公用車などに再生可能エネルギー設備機器を率先して導入します。

また、市所有の遊休地などを活用した太陽光発電設備の設置導入を目指します。